

特定小型原動機付自転車 (電動キックボード)の基本ルール

～令和5年7月1日から、「特定小型原動機付自転車」に関する**新たな交通ルール**が適用されました～

1. 特定小型原動機付自転車とは？

原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車(原付)
最高速度	20km/h 以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
定格出力	0.6kW 以下	
長さ	190cm 以下	
幅	60cm 以下	
高さ	—	



原付の
仲間です!!

詳しくは、
警察庁ウェブサイト内
特設ページへ



※上記の**赤枠内**、特定小型原動機付自転車の基準を満たさない車両の運転には、**運転免許が必要**です。

2. 乗ることができる人



16歳以上
免許は**不要**



16歳未満
の人は
運転禁止
です!!

3. 乗るための準備



① 保安基準を満たしているか確認

特定小型原動機付自転車の保安基準項目

- 前照灯 (ヘッドライト)
- 警音器 (クラクション等)
- バッテリーの安全性
- 最高速度表示灯
- 制動装置 (ブレーキ)
- 方向指示器 (ウィンカー)
- 尾灯、制動灯 (テールランプ、ブレーキランプ)
- 後部反射器 (リフレクター)

その他満たすべき基準

- 走行安定性 (段差等を安全に走行できること)
- スピードリミッター (設定最高速度を超えて加速しないこと)
- など

※ PSEマーク等の基準への適合を確認
※ 車道等では点灯、歩道では点滅に切り替わる

② 保険に加入

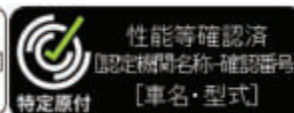
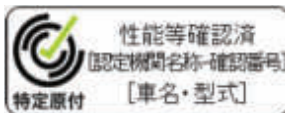
自動車損害賠償責任保険
または
責任共済 に加入

③ ナンバープレート の取得

運転前に
必ずチェック!!



シールが貼付されていれば、
保安基準を満たしています!



出典：国土交通省ウェブサイト
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579526.pdf>)
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001580243.pdf>)

4. 交通ルール

運転中のスマートフォンの使用は禁止です!!

STOP!
ながらスマホ

★**信号**を守りましょう! (原則、車両用の信号に従う。)



←左の標識が信号機に設置されている場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

★**一時停止場所**では、確実に止まりましょう!



★**飲酒運転**の禁止!  等



5. 通行する場所は?



原則

車道通行

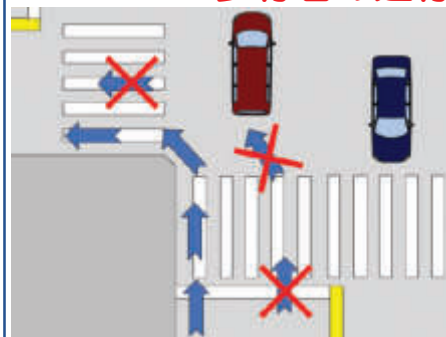
(自転車道も通行可)

左側通行



〈左折の方法〉

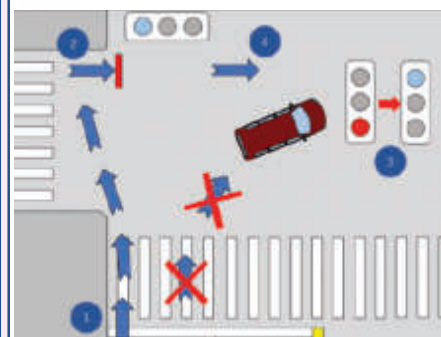
★横断中の **歩行者の通行を妨げない!**



- ① ウィンカーを操作 (左折の合図)
- ② 道路の左端に沿って、十分に速度を落とし曲がる

〈右折の方法〉

★必ず「**二段階右折**」



- ① 青信号で交差点の向こう側まで直進
- ② その地点で止まり、右に向きを変える
- ③ 前方の信号が青になったことを確認
- ④ 進行方向へ進む

6. 安全利用のために

運転時は

**乗車用ヘルメットを
着用しましょう!**



交通事故の被害を軽減するために、**頭部を守る**ことが重要です!

7. 万一の事故の際は

★負傷者の**救護**

★**110番**及び**119番**へ通報

これらの措置を講じなければ

ひき逃げ

になります!!

